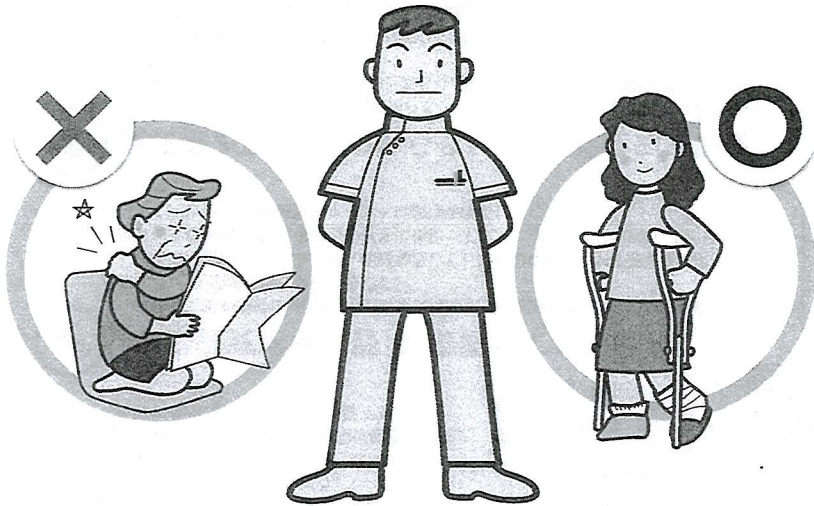


整骨院・接骨院では 正しく健康保険を 使いましょう

健康保険で柔道整復師に
かけられる範囲は限定されています。
疲れなどからくる肩こり、筋肉疲労などに対する
マッサージなどには、健康保険は使えません。



超高齢社会の到来などにより、医療費は年々増えています。医療費は、皆さまが毎月納めている健康保険料や自己負担などで賄われており、医療費の増加は、皆さまの家計や健保財政に大きな影響を及ぼします。

皆さまが加入する医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）では、こうした状況を踏まえ、大切な保険料をむだにしないよう、医療費適正化に取り組んでいます。近年、整骨院や接骨院などのいわゆる「柔道整復師」による施術（診療）が増えており、柔道整復師の請求のなかには、健康保険の対象とならない不適切な請求が一部に見受けられます。

柔道整復師にかかる際には、健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが重要となりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院は 健康保険が使用できる場合と 使用できない場合があります。

整骨院・接骨院は病院・診療所等とは別の性格をもつ施設です。
整骨院・接骨院で施術（診療）を行っているのは医師ではなく、柔道整復師と呼ばれる専門家です。
したがって、外科手術を行ったり、薬を投与したり、レントゲン検査をすることは認められていません。

整骨院・接骨院で 健康保険が使用できるのは 次の場合です

- ① 急性または亜急性の外傷性の打撲、ねんざ、挫傷など
階段で足を踏みはずしてねんざした、といった負傷の原因がはっきりしている場合です。
- ② 骨折、不全骨折、脱臼
必ず医師の診察を受けたうえで、同意が必要です。
- ③ 骨折、不全骨折、脱臼の応急手当て
医師の同意は不要です。ただし、応急手当てから継続してかかる場合には医師の診察を受け、同意が必要となります。



健康保険は使用できません 全額自己負担となります

- 日常生活の疲れや加齢による慢性的な「首筋や肩のこり」、「腰痛」、「膝の痛み」など
- 運動後の単なる「筋肉疲労」
- 「椎間板ヘルニア」など、本来医師が治療すべき疾病
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
- 特に症状の改善がみられない、長期にわたる漫然とした施術
- 業務上や通勤途上の負傷
労災保険の適用となります。



※健康保険が使用できるか、使用できないかの判断がつかない場合は、柔道整復師にご確認ください。

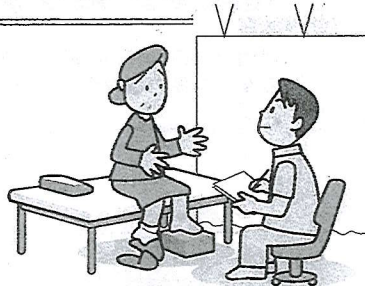
柔道整復師にかかるときは、 ここに注意しましょう!



負傷原因を正確に伝える!

整骨院等を受ける際には、負傷原因をはっきりと伝えて、健康保険の対象になるかどうか(左ページ参照)、相談しましょう。

なお、交通事故など第三者行為によるけがの場合は、速やかに医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)に連絡することが必要です。



「療養費支給申請書」は確認してから署名!

療養費支給申請書は、受診者(患者)が柔道整復師に医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)への請求を委任するものです。

白紙の申請書にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いや不適切な請求につながるおそれがあります。申請書の署名にあたっては、しっかり内容を確認してから、署名してください。申請書確認のポイントは裏面を参照してください。



領収書と明細書*をもらおう! → 医療費通知で確認!

整骨院等の窓口では領収書や明細書をもらい、後日、医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)から送付される医療費通知と照合し、請求金額や内容等に間違いがないか確認をしましょう。

明細書は施術内容を確認するうえで便利です。できる限りもらうようにしましょう。

なお、領収書は、医療費控除を受ける際には必要となりますので、大切に保管してください。

* 整骨院・接骨院では、領収書は無料で発行することが義務づけられていますが、明細書は希望者のみに発行され、有料(実費)のところもあります。



病院等と同時に治療はできません!

同一の負傷について、病院・診療所等の治療と柔道整復師の施術を同時に受けることはできません。病院・診療所等の治療を受けているときには、原則として柔道整復師の施術は全額自己負担になります。



長期にわたる施術は病院を受診!

施術が長期にわたる場合は、内科的な原因も考えられるので、病院・診療所等で医師の診察を必ず受けましょう。

医療費の適正化に ご協力をお願いします



「療養費支給申請書」に署名する際には、以下の点をしっかり確認してください

- 本当に負傷したのか、負傷した場合は、負傷日、負傷部位、負傷原因など間違いはないか、確認してください。
- 負傷部位が3か所以上の場合は、部位ごとに負傷の原因が記載されます。
- 記載された氏名と住所に間違いがないかを確認します。住所欄には、郵便番号と電話番号も記入してください。
- 施術を受けた日数や施術日が正しいか確認してください。

(様式第9号) 柔道整復施術療養費支給申請書 平成 25年 2月分

療養費請求者 健保太郎 住所 (〇〇県△△市 ×××町 □□□□ 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

受診者(組合員の受診者) 健保太郎 住所 (〇〇県△△市 ×××町 □□□□ 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

1月3日 スポーツをしていて転倒した

部位	負傷年月日	初診年月日	最終年月日	日数	備考
(1) 左膝部打撲	25・2・7	25・2・7	25・2・10	2	治療中止・転医
(2) 左下腿部打撲下部	25・2・7	25・2・7	25・2・10	2	治療中止・転医
(3)	治療中止・転医
(4)	治療中止・転医
(5)	治療中止・転医

請求区分 新規・継続

療養費	請求金額	円
自己負担金		円
請求金額		円

上記のとおり実施したことを証明します。

所在地 〒××××××××××
 施設名称 ○×接骨院
 電話番号 ××-××××-××××
 代表者氏名 ○ ○

上記請求に基づき給付金の交付方を左記の方々に委任します。

平成 25年 2月 10日
 住所(上記住所欄と同じ) ××××××××××
 被保険者 健保太郎
 受診者 健保太郎
 申請者 健保太郎

- 応急手当で以外の骨折・不全骨折・脱臼の施術の場合は、「同意した医師の氏名と同意日」が記載されます。
- 申請書に記載された内容をよく確認してから、原則で自身で署名してください。

柔道整復師の施術にかかった皆さまに、医療保険者(健保組合や協会けんぽなど)より施術日や施術内容などについて照会させていただくことがあります。施術記録、領収書や明細書などを保管いただき、ご回答いただきますようお願いいたします。